

令和元年第8回教育委員会会議記録

令和元年5月24日（金）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第 3 議案第2号 八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 令和元年度教育費補正予算の意見聴取について
日程第 5 報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について
日程第 6 その他

◎出席者

| | |
|-----|---------|
| 教育長 | 田 中 了 治 |
| 委員 | 松 永 正 実 |
| 委員 | 羽 田 圭 吾 |
| 委員 | 神 原 伸 哉 |
| 委員 | 福 田 浩 子 |

◎出席した説明者

| | |
|------------|---------|
| 学校教育課長 | 石 坂 浩太郎 |
| 学校教育課参事 | 齊 藤 精 克 |
| 学校教育課長補佐 | 松 浦 真理子 |
| 学校教育課施設係長 | 若 山 晋 悟 |
| 社会教育課長 | 佐 藤 真理子 |
| 体育課長 | 三 坂 亮 司 |
| 学校給食センター所長 | 金 浜 ゆかり |
| 熊石教育事務所長 | 野 口 義 人 |
| 図書館管理係長 | 笹 田 幸 男 |

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

- 教育長 本日、令和元年第8回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和元年第8回八雲町教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

- 教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
○学校課長 教育長。
○教育長 学校教育課長。
○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置するものであります。

八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、「委員は、医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、議案書記載の20名を任命するものです。

なお、任期は、本年4月1日から条例第4条第2項の規定により、令和3年3月31日までの2年間とするものでございます。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

- 教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

- 教育長 日程第3 議案第2号「八雲町学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第2号八雲町学校給食センター運営委員の委嘱についてご説明いたします。議案書3ページでございます。

運営委員会は、八雲町学校給食センター設置条例第4条により給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内の組織とし、学校職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱するものであります。

この度の委嘱は、運営委員となっていておりました学校長の人事異動とPTA役員の改選に伴う欠員が生じたため、委員の補充として八雲小学校長小野俊英氏、落部小学校長石川宏司氏、熊石中学校PTA会長挽野哲也氏の3人を委嘱するものであります。

なお、委嘱日は平成31年4月1日、任期は条例第4条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和元年9月30日までとなっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「令和元年度教育費補正予算の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号令和元年度教育費補正予算の意見聴取についてご説明いたします。議案書4ページをお開きください。

本件は、6月5日開会予定の令和元年第2回八雲町議会定例会に提案する「令和元年度教育費補正予算」について、去る5月16日開催の第7回教育委員会会議でご協議いただいたところですが、この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長から教育委員会の意見を求められたので、意見なしとするものであります。

この度の補正は、「教員住宅建設事業」「落部小学校大規模改造事業」「学校給食センター改築事業」に係るもので、国の学校施設環境改善交付金の内定を受け、予算補正をしようとするものであります。

最初に、学校教育課所管の「教員住宅建設事業」及び「落部小学校大規模改造事業」についてご説明いたします。

まず、「教員住宅建設事業」につきまして、教職員住宅の不足解消を図るため、豊河町の教員住宅解体跡地の町有地に、木造2階建て、延べ床面積326平方メートルの1棟4戸

の集合住宅を建設しようとするものであります。

それでは、歳出から説明いたします。議案書6ページ上段になります。

10款教育費、1項教育総務費、7目住宅建設費、12節役務費、6万3千円、13節委託料、795万9千円、15節工事請負費、1億296万円、合計1億1千98万2千円であり、前回協議させていただきました要求額より169万4千円の減額査定となっております。

これは、委託料に計上しておりました、工事監理業務委託について、町建設課建築技師が本業務を実施することとなり、その経費を減額したものでございます。その他につきましては、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ございません。

次に、歳入について説明します。議案書5ページになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、3節教育総務費補助金3千655万8千円は、教職員住宅建設事業に係る学校施設環境改善交付金であり、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ございません。

次に「落部小学校大規模改造事業」につきまして、本校舎は、昭和56年に建築され、建築後37年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、安全性や機能性を確保するため、屋上防水、内外壁、天井、床などの改修のほか、トイレ環境の改善や暖房設備等の更新を行い、教育環境の質的向上を図るものであります。

それでは、歳出から説明いたします。議案書6ページ下段になります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料に540万1千円、15節工事請負費に2億5千293万4千円、合計2億5千833万5千円で、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ございません。

次に、歳入について説明します。議案書5ページになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金6千828万4千円は、落部小学校大規模改造事業に係る学校施設環境改善交付金であり、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ございません。

以上、学校教育課所管分についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 引き続き、学校給食センター改築事業補正予算についてご説明させていただきます。

本事業は、八雲、熊石両給食センターの老朽化とアスベスト含有建材の使用もあることから、両施設を統合して改築しようとするもので、本年度から2か年計画で整備しようとするものであります。建設場所は内浦町の町有地、消防署の隣で、鉄筋コンクリート造り2階建てのほか、車庫及びゴミ庫などの本体工事、外構工事、監理費、用地購入を行うものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。議案書8ページになります。

10款教育費、5項保健体育費、6目八雲学校給食センター費、8億7千680万4千円は、13節委託料に監理業務委託料715万1千円、15節工事請負費8億2千790

万7千円、17節公有財産購入費3千765万3千円、この他、食育の観点から、熊石給食センターとの統合に合わせ、現在熊石で実施している米飯のご飯茶碗配食方式を来年4月から全ての学校に導入することが望ましいと考え、11節需用費にご飯茶碗及びご飯茶碗かご購入費114万9千円、18節備品購入費にご飯用食缶及び食缶運搬かご台車購入費294万4千円で、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ありません。

次に、歳入についてご説明いたします。議案書7ページになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、3節保健体育費補助金1億245万円は、学校施設環境改善交付金であり、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ありません。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。議案書9ページになります。

5億3千373万4千円は、次年度の残額事業費となっており、第7回会議でご協議いただいた内容と変更ありません。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 報告第号

○教育長 日程第5 報告第1号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についてご説明いたします。議案書10ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は、平成30年12月5日、町公用車で外勤し東雲町方面から公民館に戻る途中、相生町の図書館前の出雲通側道、町道出雲通側道2号線の側道から、出雲通本線道道八雲北檜山42号線に合流したのち、左折の方向指示器を消し忘れて直進しておりました。その際、八雲地方合同庁舎入口で右折しようとして停まっていた相手方車両は、当該公用車が合同庁舎駐車場に進入するものと思い、道道八雲北檜山42号線に右折発進しました。接触を避けるために公用車のブレーキを踏んだものの、路面が凍結状況であったため避けきれず、相手方車両と接触し、損害を与えたものであります。

このことをもって、被害者と協議の結果、平成31年2月14日に示談が成立し、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、2月14日付で次のとおり損

害賠償の額を決定したものでございます。

相手方車両の修理に要した額は、13万7千63円ですが、当該公用車については、左折後に方向指示器の解除を怠ったこと、相手方車両については、発進前の確認が不十分であったことから、過失割合を5対5とし、1の損害賠償の額は、修理に要した額の10分の5の額である6万8千532円でございます。

また、2の損害賠償の相手方は、長万部町字長万部411の28、長畑ひとみさんです。

今回の事故は、平成30年12月に発生し、平成31年2月14日に示談が成立し、専決処分を行っておりました。本来であれば、直近の教育委員会議において報告すべき件でございましたが、失念しており、本会議での報告となりましたこととお詫びいたします。

職員には、日頃から交通安全の励行を促しておりますが、特に冬期間の車両の運転においては、十分な安全運転、安全確認を徹底するよう指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明を終わります。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第6 その他

○教育長 日程第6 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもって、令和元年第8回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時21分】